

第7節 高齢者対策

1 高齢者対策

高齢者に対するサービスの主体は市町であり、県では市町の後方支援として、市町の

実態や要望に応じ研修会等を企画・開催している。(関係法令：地域保健法 第6、8条)

令和元年度

月日・会場	内 容	参 加 者
令和2年3月19日（木）	地域包括ケアシステム推進のための研修会 講演「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりについて」（仮題） 講師 厚生労働省老健局職員 ※新型コロナウイルス感染拡大により 開催中止	